

指定居宅介護支援事業者 運営規程

有限会社メディックス
メディックス ケアプランセンター

第1条（事業の目的）

有限会社メディックスが開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 一 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるように支援する。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- 三 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設などと連携に努める。

第3条（事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。）

- 一 名称 メディックス ケアプランセンター
- 二 所在地 岐阜県各務原市鵜沼小伊木町1-70-1

第4条（事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。）

- 一 管理者（主任介護支援専門員）1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員
介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。

第5条（事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。）

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、祝祭日、年末年始を除く。
- 二 営業時間 月曜日から金曜日 9：00～17：00

- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。）

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 居宅サービス事業者との連絡調整
- 三 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

四 指定介護保険施設との連絡調整

五 その他の居宅介護支援業務

六 使用する課題分析表は、独自方式とする。

七 利用者の相談を受ける場所は、利用者宅や相談室等とする。

八 サービス担当者会議の開催場所は、原則利用者宅で行い困難な場合は相談室等で行う。

九 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、原則として毎月訪問するとともに、必要に応じて訪問する。

第7条（利用料等）

一 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援事業が法定代理受領サービスである時には無料とする。

二 通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は無料とする。

三 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岐阜市、関市、各務原市、美濃加茂市のそれぞれ一部とする。

第9条（緊急時等における対応方法）

介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、事故が発生した場合は必要な措置を取る。また

利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

第10条（苦情を処理するために講ずる措置の概要）

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき

利用者からの相談や苦情等があった場合、迅速に対応する。

相談・苦情受付担当者 1名

相談・苦情解決責任者 管理者とする。

連絡先： 電話058-384-8407 FAX058-384-4727

第11条（業務継続計画の策定等）

一事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対して継続的にサービスの提供が実施できるよう、または非常時において早期にサービスが再開できるよう業務継続計画を策定し必要な措置を講じるものとする。

二事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

三事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条（暴力団の排除）

この規定の趣旨と内容は、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従

事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

第13条（虐待の防止）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- 一 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 三 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 虐待防止の措置を講じるための担当者を設置する。

第14条（その他運営に関する重要事項）

- 一 介護支援専門員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
- 二 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 五 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する。
- 六 完結する記録の保存は5年間とする。
- 七 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社メディックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第15条（身体的拘束等の禁止）

- 一 事業所はサービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 二 事業所は身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

附 則

令和6年4月1日から施行する。